

平成 29 年度
中国・四国ブロック
緊急消防援助隊合同訓練

実施結果報告書



平成 29 年度 中国・四国ブロック
緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

目次

はじめに

第1 訓練概要

- 1 訓練目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 訓練コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 訓練日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 参加人員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 重点推進事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 訓練実施結果

- 1 災害対策本部等設置運営訓練
 - (1) 県災害対策本部、及び消防応援活動調整本部設置運営訓練・・・・ 3～5、8
 - (2) 消防災害対策本部・指揮本部、及び指揮支援本部設置運営訓練・・ 6、7、9～12
- 2 部隊参集訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～17
 - (1) 指揮支援部隊
 - (2) 統合機動部隊・県大隊
 - (3) 県内消防応援隊
- 3 後方支援活動訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～20
 - (1) 後方支援活動訓練
 - (2) 活動ミーティング
 - (3) 激励巡視
- 4 災害即応訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21、22
 - (1) 土砂災害救出訓練
 - (2) 多重衝突事故対応訓練
 - (3) 燃料補給訓練
- 5 夜間訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 6 1日目；訓練項目別概要票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24～51
- 7 部隊運用訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 8 2日目；訓練項目別概要票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53～92

第3 航空部隊訓練実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93～98

第4 解隊式及び訓練終了式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

第5 訓練検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100、101

第6 事後検証会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102～108

第7 訓練企画運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109～112

- 1 企画運営体制
- 2 会議の開催状況

資料

- (1) 参加部隊一覧
- (2) 各県の応援等実施計画による「統合機動部隊・県大隊一覧」

おわりに

はじめに

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。

平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）され、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、平成29年4月1日現在727本部の5,658隊（重複登録除く）が登録されています。

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、平成8年度から全国を6ブロックに区分して大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に毎年実施されており、島根県での開催は平成21年度以来となります。

島根県においては、島根県及び島根県内9消防本部で構成する中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練実行委員会を平成28年4月に設置して訓練の準備を進め、訓練は、平成29年10月20日（金）から10月21日（土）にかけて、安来市穂日島町中海ふれあい公園を主会場として実施しました。

本訓練においては、島根県内における大規模地震の発生を想定し、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」及び「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請、部隊の参集及び配置等、実践に即した訓練計画を策定し、防災関係機関及び緊急消防援助隊相互の連携強化を図るとともに、島根県緊急消防援助隊受援計画の検証を目的として実施しました。

結びに、訓練に御参加いただいた広島市、岡山市、神戸市の各消防局及び中国・四国地区各県をはじめとする関係機関、協力機関の皆様の御協力により、訓練では多くの成果を上げることができました。改めて深く感謝の意を表します。

この報告書が、緊急消防援助隊の活動の充実、強化の一助となれば幸いです。

平成30年2月

平成29年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊
合同訓練実行委員会 委員長
島根県防災部 部長 岸川 慎一

第1 訓練概要

1 目的

島根県内における豪雨及び大規模地震の発生を想定し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」、(平成29年3月28日消防広第93号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成26年3月5日消防広第5号。以下、「要請要綱」「運用要綱」「基本計画」という。)に基づく緊急消防援助隊の応援要請、部隊の参集及び配置等、実践に即した訓練計画を策定し、防災関係機関及び緊急消防援助隊相互の連携強化を図るとともに、島根県緊急消防援助隊受援計画の検証を目的とする。

2 コンセプト

(1) 設定

島根県が過去に経験した規模相応の豪雨による水災害の発生と、震度6強の直下型地震の発生が重なった、複合型の災害想定とした。

(2) 部隊移動

1日目の緊急消防援助隊等による即時災害対応によって被害が鎮静化した松江市では、応援部隊の活動終息を見込む一方、隣接被災地の安来市では更に被害拡大が継続して応援部隊増隊の必要が生じ、緊急消防援助隊の部隊移動の必要な措置を講じ、2日目の部隊運用訓練に移行するものとした。

(3) 他機関連携

西日本唯一の輸送機部隊を保有している航空自衛隊美保基地による部隊参集訓練に係る支援をはじめ、陸上自衛隊、海上保安庁、島根県警察本部等の関係機関との連携による効果的な災害応急対策について検証した。

また、DMATとの連携による災害時医療体制について検証した。

3 想定

島根県東部地区では、数日來の先行雨量があるところに、平成29年10月18日(水)から19日(木)にかけ、さらに降雨が継続した。特に、安来市においては、日最大雨量300mmの豪雨となった。20日(金)未明に天候は回復したが、同日午前9時 島根県安来市を震源とするM7.1の直下型地震が発生し、安来市及び松江市ともに震度6強を観測した。

この豪雨と地震により、安来市及び松江市において、堤防決壊、建物等水没、土石流の発生並びに高速道路橋梁倒壊、建物倒壊等が発生している。

また、これらの被害による、死者、負傷者が多数発生しており、更に被害が拡大する見込みであり、島根県内の消防力のみでは対応が困難であることから、緊急消防援助隊の応援を要請する。

4 訓練日時

平成29年10月20日(金)9時00分から10月21日(土)13時00分まで

5 参加人員等（実動訓練）

（1）消防機関

ア 県内消防機関	9本部	20隊	77名
イ 緊急消防援助隊	66本部	122隊	484名
ウ 安来市消防団	6分団	8隊	41名

（2）関係機関

ア 陸上自衛隊出雲駐屯地		4隊	7名
イ 航空自衛隊美保基地		2隊	9名（C-1・1機）
ウ 第八管区海上保安本部美保航空基地		2隊	10名（ヘリ・1機）
エ 第八管区海上保安本部境海上保安部		2隊	38名（巡視船・1隻）
オ 島根県警察本部		3隊	20名
カ DMA T指定医療機関		3隊	13名
キ 島根県生コンクリート工業組合		2隊	2名
ク 島根県石油協同組合		1隊	2名
ケ 災害救助犬出動団体協議会		4隊	12名

（3）要救助者役

海上保安庁職員	1名
島根県消防学校初任科学生	36名
安来市消防団	16名
消防職員	11名

6 重点推進事項について

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項等に基づき、複数の県大隊が同じ被災地で活動する際に、現地合同調整所において緊急消防援助隊や関係機関の間の連携調整、及び指揮支援本部との情報連絡により円滑な災害対応を進めるため、指揮支援隊長が県大隊長に指名する「統括県大隊」という新たな項目について、また、複数の政令市から指名されることとして見直しが図られた、消防庁より委嘱される検討員により合同訓練の評価を受けることについて、実施計画に盛り込むこととして企画を進めた。

第2 訓練実施結果

1 「災害対策本部等設置運営訓練」

【実施概要】

ア 災害情報収集・伝達

島根県及び被災市は、速やかに災害対策本部等を設置するとともに災害情報収集を実施し、各災害対策本部等は連携して被害情報の共有を図った。

イ 必要な部隊の応援要請

被災市長は、県消防広域相互応援協定（案）に基づき、県内各消防本部の応援要請について代表消防機関代行へ依頼するとともに、島根県知事に対して大規模な消防の応援等が必要である旨の連絡を実施した。

連絡を受けた島根県は、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を実施した。

ウ 本部等設置運営

- 緊急消防援助隊の出動に伴い、島根県庁に消防応援活動調整本部を設置し、また指揮支援隊により松江市消防本部及び安来市消防本部にそれぞれ指揮支援本部を設置し、緊急消防援助隊各部隊の活動調整を実施した。
- DMA Tの派遣については、島根県災害対策本部（医療政策班）と連携調整を図り、要請手続きを実施した。
- 出雲空港内にヘリベースを設置し、島根県災害対策本部内に航空運用調整班、島根県防災航空管理所内に航空隊指揮本部を設置し、各機関と連携した。

【実施機関】

区 分	担 当	コントローラー（名）	検討員 評価員（名）
		プレーヤー（名）	
島根県災害対策本部	島根県防災部	20	—
		17	
消防応援活動調整本部	島根県防災部	2	2
		21	
消防災害対策本部・指揮本部	松江市消防本部	2	2
		13	
	安来市消防本部	7	2
		16	

(1) 「県災害対策本部、及び消防応援活動調整本部設置運営訓練」

島根県庁

【実施状況】

- ア 県災害対策本部、消防応援活動調整本部における緊急消防援助隊の要請及び受援のための活動調整、被害情報等の集約及び整理、関係機関との連携について訓練した。

- イ 被災地市役所は、災害発生により直ちに市災害対策本部を設置して災害応急対策に必要な措置を講じるとともに、消防本部のリエゾン及び関係機関との連携を図った。
- ウ 県災害対策本部に、航空運用調整班を配置して防災ヘリコプター等の運用調整を実施した。
- エ 県災害対策本部に、医療政策班を配置してEMISの運用調整を実施した。
- オ 災害情報収集・伝達、及び応援要請に関して、図上訓練にリンクして消防庁及び被災地消防本部の間で電話及びFAXで実施。
- カ 代表消防機関が被災地消防との想定であり、消防応援活動調整本部の代表消防機関代行の派遣職員と被災地消防の派遣職員により、災害情報の精査、並びに県内消防応援隊、緊急消防援助隊、及び関係防災機関の部隊規模と部隊配置に関して運用調整を実施した。
- キ 動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、情報収集及び情報共有を実施した。
- ク ヘリテレの映像を消防応援活動調整本部でモニターし、本部員及び関係機関派遣職員等と情報共有を実施した。

【訓練成果】

- ア 災害対策本部・消防応援活動調整本部の運営について
- ・ 発災時における初動活動及び応援要請等を実施し、一連の流れを共有できた。
 - ・ 災害対応における課題等を再確認する機会となった。
- イ 関係機関との連携について
- ・ 関係機関の災害時の体制、指揮命令系統等を知る機会となった。
 - ・ 関係機関との連携の重要性を再認識できた。

【課題・対策】

- ア 災害対策本部・消防応援活動調整本部の運営について
- ・ 災害対策本部、消防応援活動調整本部内での県庁職員の役割が不明確であった。
 - ・ 情報の分析、整理が不十分であった。
⇒情報の緊急度、情報の共有方法を判断する仕組みを検討する。
 - ・ 実施する業務（必要な対応）に対する人員不足を感じた。
 - ・ 県庁職員の災害対応への習熟度の低さを感じた。
⇒年度当初の職員研修（災害対応）を充実し、情報伝達訓練を毎年度実施する。
 - ・ 災害対応が長期化した際のマネジメント
- イ 関係機関との連携について
- ・ 情報共有の仕方について、改善の必要性を感じた。
⇒情報の緊急度、情報の共有方法を判断する仕組みを検討する。
 - ・ 協力要請の指示、方法等を明確にする必要があると感じた。
⇒ビブスの着用など調整本部内の代表者を明確にするとともに、意思決定の流れを確認しておく。

【訓練評価】

ア 情報の収集・報告について

- ・ 災害状況は把握しているが、部隊（車両・人員）の投入状況、活動状況の確認、及び情報共有がなされていない。（広島市消防局検討員）
- ・ 各関係機関、各班の責任者を集めて具体的な検討がされていない。（広島市消防局検討員）

イ 進出拠点等に係る部隊活動の支援について

- ・ 進出拠点の所在、ルートは検討されていたが、具体的な指示がなく伝達されていなかった。（広島市消防局検討員）

ウ 調整本部の運営について

- ・ 県職員の中から指名し、その職員による積極的な発言により存在感を示すことが肝要。（指揮支援部隊長）
- ・ 被害状況・活動内容の把握については、各機関の配席や活動内容等のボードの記入により状況早期把握と連携調整の円滑化を図る。（指揮支援部隊長）

(2) 「消防災害対策本部・指揮本部、及び指揮支援本部設置運営訓練」

松江市消防本部、安来市消防本部

【実施状況】

- ア 災害発生により被災地消防本部はそれぞれ直ちに消防災害対策本部を設置し、管内の被害状況等の情報収集及び初動現場対応を実施した。
- イ 県内消防応援の要請について、県を通じて代表消防機関代行に行った。次いで県内の消防力を考慮して、更に大規模な消防応援について各被災地市長より知事に対して要請を行った。
- ウ 緊急消防援助隊の出動の決定通知を受け、消防災害対策本部を指揮本部に移行して受援体制の整備、関係機関との情報伝達・共有を図った。
- エ 消防応援活動調整本部に被災地消防本部として職員を派遣して連携を図った。
- オ 緊急消防援助隊の指揮に関して、指揮支援隊との連携を実施した。

【訓練成果】

- ア 適宜、指揮本部内の対策会議を行い、情報共有と確認事項の徹底を図ることができた。
- イ 指揮本部に到着した指揮支援隊に対し、大判地図で被災状況・場所・活動状況を示すとともに、指揮支援隊が求める情報に特化した内容を、管内白地図に記載し直して提供し、その後の連携を円滑に図ることができた。

【課題・対策】

- ア 管内の地図、人的・物的被害状況、緊急道路情報など、支援ツールの入力等がなかったことについては、早期に指揮支援部隊及び緊急消防援助隊の進出ルート、活動内容、応援部隊の規模等の把握に繋げることが重要である。
- イ 自衛隊の派遣要請については検討していたが、警察や建設業組合の認識がなかったことについては、災害内容等に照らし、関係機関の特色を考慮した連携について認識を深めておくことが重要である。
- ウ 余震発生時は、職員の安全確認及び庁舎の被害確認はでき、その後の被害情報の把握に努めていたが、緊急消防援助隊に対する配慮が欠けていたことについては、緊急消防援助隊に被害発生がないか、また進入ルート等に被害発生がないか、といった確認と、情報共有を怠らないことが必要である。(安来消防)
余震発生に伴う安全確認において、指揮本部から調整本部を通じ、各県大隊の安否確認の指示がなされた。(松江消防)
- エ DMATの必要可否まで至っていなかったことについては、被害状況、管内及び周辺医療機関の状況分析を行い、調整本部と連絡調整に努めることが必要である。
- オ 県内消防応援隊の部隊配置について、指揮本部の検討が十分でなく、また調整本部との連絡調整も円滑でなかったことについては、指揮本部が管内の被災状況、所属消防隊等の投入状況に照らし、必要な部隊数、隊の特色を迅速・的確に精査する能力を養っておくことが肝要となる。
- カ 発災直後に予想される多数の119番通報について、通信指令課員が事案の作成・登録及

び事案書により指揮本部へスムーズな情報共有ができた。課題としては、出動隊からの無線情報を文字へ起こして指揮本部と情報共有することが困難であり、訓練を重ねる必要がある。(松江消防)

【訓練評価】

ア 応援要請の判断について

- ・ 要請は行ったが、どこに何が必要か把握できていない。(岡山市消防局検討員)

イ 部隊活動の支援について

- ・ 進出拠点への担当職員派遣へ対応と到着した緊急消防援助隊指揮支援隊へ、現状報告はできたが、到着までに準備しておく地区の配付や職員(案内役)の指定等が行われていない。(岡山市消防局検討員)
- ・ 指揮支援部隊・指揮支援隊の県庁又は被災地消防局へ進出途上において、動態、支援ツール、携帯電話等により情報共有し、総務省を含み、決定されながら被災地入りとなった。(鳥取県中部消防局評価員)

ウ 部隊配置・投入について

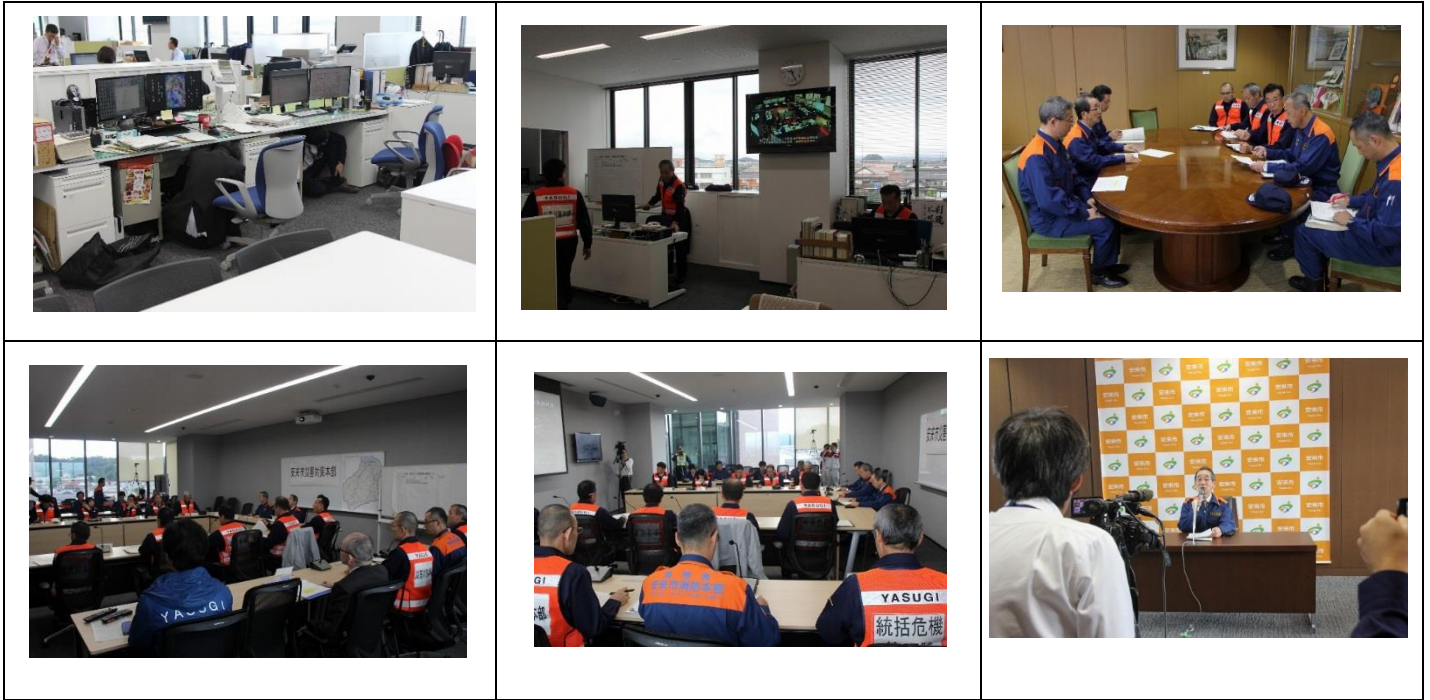
- ・ 県内消防応援隊の部隊数・配置等が最後まで決定できず、本部長から数回にわたり現状把握が求められていた。(鳥取県中部消防局評価員)

【活動記録】 災害対策本部等設置運営訓練

● 県災害対策本部、及び消防応援活動調整本部（島根県庁）



●市災害対策本部（安来市役所）



●消防災害対策本部・指揮本部、及び指揮支援本部（松江市消防本部）





●消防災害対策本部・指揮本部、及び指揮支援本部（安来市消防本部）



